

平成 28 年（2016 年）3 月 22 日

建設現場における作業環境改善費用の取扱いについて

長野県建設部では、地域の暮らしを支える建設産業の振興のため、建設産業を担う人材の確保・育成に向けた支援の一つとして、受注者と連携して、技能労働者の作業環境改善に取り組んでいきます。

つきましては、仮設備等の追加措置に係る費用の取扱いについて、下記のとおり定めましたので参考にしてください。

記

1 追加措置の対象とする仮設備等

- (1) 水洗トイレ
- (2) シャワー室
- (3) 女性が配置されている現場での女性専用トイレ・更衣室等
- (4) 見学者専用トイレ
- (5) その他発注機関が有効性を認めたもの

2 発注者への費用の申請等について

- (1) 作業環境改善のために上記 1 の仮設備等の追加措置を行いたい場合は、工事打合せ簿にその内容を記載し、発注者と協議する。
- (2) 発注者との協議が整った場合は、当該仮設備等の追加措置に係る増加費用が分かる見積書を提出する。（見積書の記載例は、別紙のとおり。）

問合せ先

長野県建設部建設政策課技術管理室基準指導班

電 話 026-232-0111（内線 3331）

電子メール gi.jukan-ki.junshido@pref.nagano.lg.jp

1 増加費用分の見積りを通常費用分と切り離すことが可能な場合

見積書のイメージ

費目	規格	数量	単位	単価（円）	金額（円）	備考
女性用トイレ基本料	水洗式	1	式	20,000	20,000	設置、整備、撤去
女性用トイレリース料	水洗式	90	日	2,000	180,000	最低保証期間 30 日
合計					200,000	

※追加措置分の見積書を提出する。

発注者は追加措置分の費用を共通仮設費の営繕費に計上する。

2 増加費用分の見積りを通常費用分と切り離すことが不可能な場合

見積書のイメージ

費目	規格	数量	単位	単価（円）	金額（円）	備考
トイレ基本料	水洗式	1	式	20,000	20,000	設置、整備、撤去
トイレリース料	水洗式	90	日	2,000	180,000	最低保証期間 30 日
小計①（追加措置分）					200,000	
トイレ基本料		1	式	10,000	10,000	設置、整備、撤去
トイレリース料		90	日	1,000	90,000	最低保証期間 30 日
小計②（通常措置分）					100,000	
差額（②－①）					100,000	

※追加措置分と通常措置分の差額を見積書に記載して提出する。

発注者は追加措置分と通常措置分の費用の差額を共通仮設費の営繕費に計上する。